

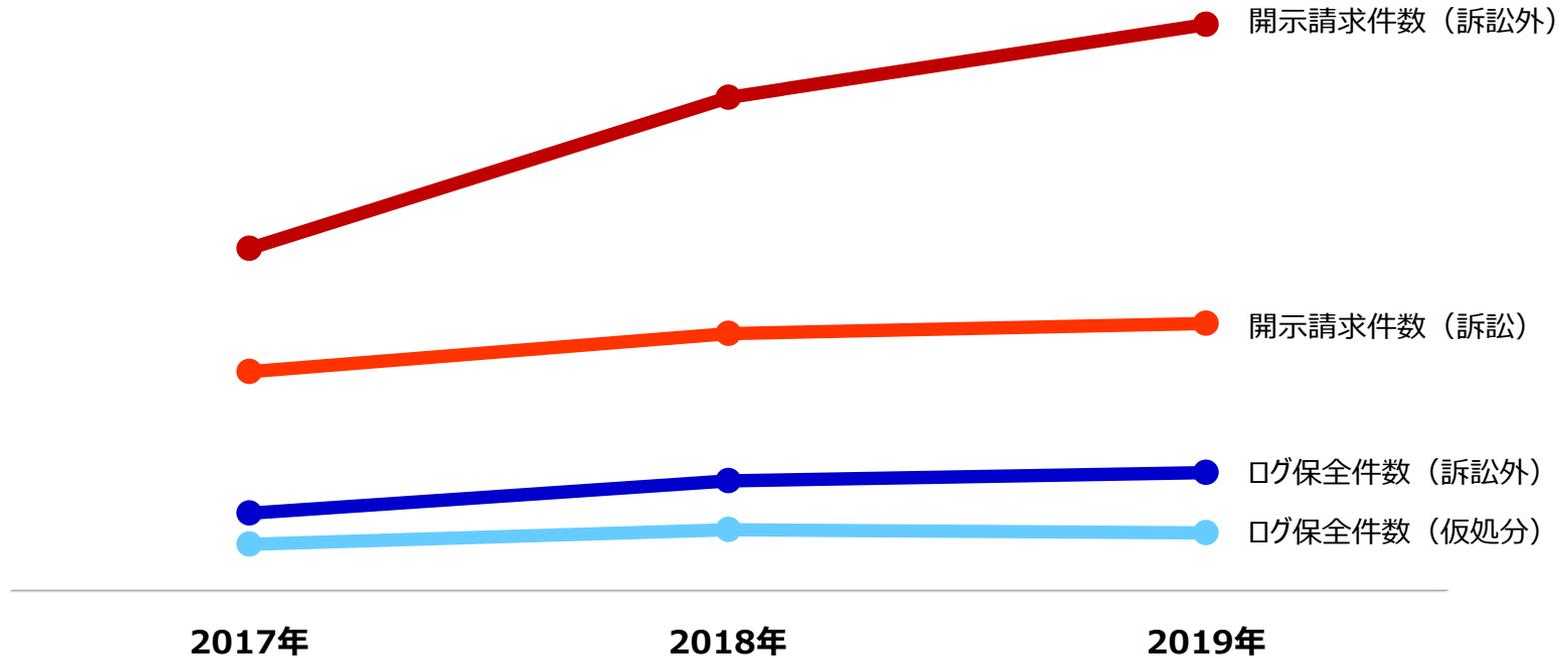
発信者情報開示請求への対応及び 新たな裁判手続の創設について

2020年9月30日
一般社団法人 電気通信事業者協会
消費者支援委員会

①発信者情報開示請求への対応

① - 1 : 発信者情報開示請求への対応（開示請求件数推移）

■ 開示請求件数（訴訟外）が近年特に増加傾向となっている

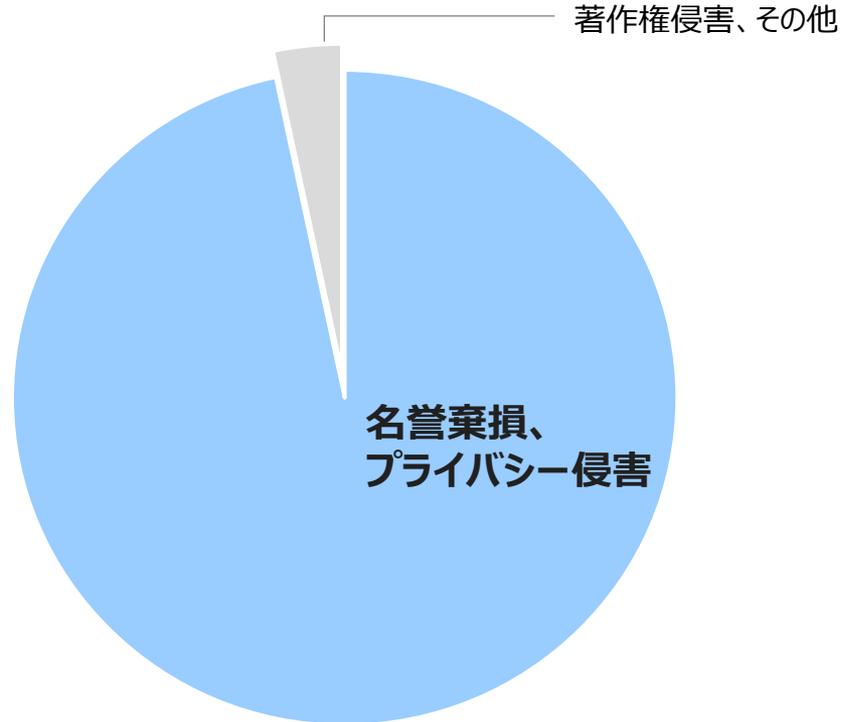


※NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクでの実績を集計。

- ・ 開示請求内容が自社外情報である場合あり
- ・ 自社外情報の場合、請求先APをご案内できない等、請求者への対応に苦慮

①-2：発信者情報開示請求への対応（被侵害権利の内訳）

- 「名誉棄損」「プライバシー侵害」の合計が全体の約9割を占める



※NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクでの2017年～2019年実績を集計。

- ・ 開示請求を受けた際、発信者へ開示可否の意見照会を実施
- ・ 意見照会を想定していない発信者が多く、発信者情報開示に応じていただけない場合が多い

②新たな裁判手続の創設について

② - 1 : 新たな裁判手続の創設について (1)

- より円滑な被害者の権利回復を目的とした新たな裁判手続創設の検討は有意義と考える
- 下記の検討課題に対する適切な措置が必要であり、研究会にて議論いただきたい

項目	検討課題
<p>裁判所による命令の創設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 消去禁止命令の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所とAP間の具体的な手続きフローの設計 ・ 迅速・正確なAP特定及び必要最小限の消去禁止命令の実施 ・ CP提供情報の内容確認及びログ保存に必要な作業期間の確保 ✓ ログ保存及び開示に係る免責 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信の秘密の保護、プライバシー保護との整理 ✓ MVNO等の存在を意識した制度設計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消去禁止命令先APが発信者情報を保有していないケースへの対応
<p>新たな手続における当事者構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 消去禁止命令の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消去禁止命令に対するAPの疎明機会の確保 ✓ 発信者の権利保障への取組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所・CP・AP間の具体的な手続きフローの設計 ・ 発信者の権利保障についてAPが果たすべき役割の考え方

②－２：新たな裁判手続の創設について（２）

項目	検討課題
新たな裁判手続の 濫用の防止	<ul style="list-style-type: none">✓ 手続の悪用・濫用対策<ul style="list-style-type: none">・ 裁判所による適切な消去禁止命令案件の選定
裁判外(任意)開示	<ul style="list-style-type: none">✓ 裁判外開示に係る免責<ul style="list-style-type: none">・ 開示可能となる要件、開示事例の例示✓ 裁判外開示請求の増加傾向への対応<ul style="list-style-type: none">・ 開示請求対応におけるAPの負担軽減・ 新たな裁判手続の成果を踏まえたうえでの検討